大阪市規則第89号

消防協力者等損害補償条例施行規則等の一部を改正する規則

(消防協力者等損害補償条例施行規則の一部改正)

第1条 消防協力者等損害補償条例施行規則(昭和62年大阪市規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合)	(休業補償を行わない場合)
第2条 条例第5条ただし書の市規則で定め	第2条 [同左]
る場合は、次に掲げる場合とする。	
(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため	(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため
若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設	若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設
(少年法(昭和23年法律第168号)第56条	(少年法(昭和23年法律第168号)第56条
第3項の規定により少年院において刑を	第3項の規定により少年院において刑を
執行する場合における当該少年院を含	執行する場合における当該少年院を含
む。)に拘置されている <u>場合若しくは留置</u>	む。)に拘置されている <u>場合</u> 、労役場留置
施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の	の言渡しを受けて労役場に留置されてい
<u>刑の執行を受けている場合</u> 、労役場留置	る場合又は法廷等の秩序維持に関する法
の言渡しを受けて労役場に留置されてい	律(昭和27年法律第286号)第2条の規定
る場合又は法廷等の秩序維持に関する法	による監置の裁判の執行のため監置場に
律(昭和27年法律第286号)第2条の規定	留置されている場合
による監置の裁判の執行のため監置場に	
留置されている場合	
[(2) 略]	[(2) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則(令和7年大阪市規則第74号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲

改正後

附則

「1·2 略]

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施 行前にした行為に対する刑法等の一部を改 正する法律(令和4年法律第67号)第2条 の規定による改正前の刑法(明治40年法律 第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に 規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧 刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」 という。) 若しくは旧刑法第16条に規定する 拘留(以下「旧拘留」という。)の刑の執行 のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第 168号) 第56条第3項の規定により少年院に おいて刑を執行する場合における当該少年 院を含む。以下同じ。) に拘置されている者 又は留置施設に留置されて当該行為に対す る懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を 受けている者に対する改正後の規則第2条 第1号の規定の適用については、懲役若し くは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事 施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁 刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘 置されている者と、留置施設に留置されて 懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を 受けている者は、それぞれ留置施設に留置 されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けて

改正前

附則

[1·2 同左]

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役、旧刑法第13条に規定する禁錮又は旧刑法第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている場合は、改正後の規則第2条第1号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

<u>いる者</u>とみなす。

この規則は、公布の日から施行する。